

# 環境法政策レポート



CONTENTS	「環境法政策を読む」	… 1
	2013年11月23日から2013年12月23日までに公布された主な環境法令	…3
	2013年11月23日から2013年12月23日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	…3
	2013年11月23日から2013年12月23日までの主な行政情報	… 3
	2013年11月23日から2013年12月23日までの主な裁判情報	… 7
	2013年11月23日から2013年12月23日までの主なニュース	… 8

## 「環境法政策を読む」食品リサイクル法見直し 2

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会第9回食品リサイクル小委員会  
中央環境審議会循環型社会部会第7回食品リサイクル専門委員会  
第7回合同会合

食品リサイクル法の見直し審議は、7月にヒアリングを終了し、論点整理が行われ、9月に委員の意見を踏まえた「今後の食品リサイクル制度のあり方に関する論点整理」修正版が公表されている。論点整理に時間を要したが、検討結果のとりまとめを目指して、審議が再開される。

論点整理の構成は、1) 食品リサイクルをめぐる現状と課題、2) 食品リサイクル制度の目指すべき姿、3) 個別論点となっており、個別論点として18項目が整理されている。

### □ 論点整理（概要）

食品リサイクル制度の目指すべき姿と個別の論点の検討方向（リサイクルの側を抜粋）

目指すべき姿	○これまで再生利用が進んでいない川下を中心に食品廃棄物等の再生利用の取組を加速化させるため、地域の関係者の連携を強化し、事業者等が分別に踏み切り、再生利用事業が持続的に成り立つ環境を整備し、食品循環資源を、 <u>地域農業振興を通じた活性化やエネルギー自立型の地域づくり</u> 、更には食品廃棄物等の単純焼却及び埋立処分量の削減につなげていくことが必要。
個別の論点の検討方向	○再生利用手法の <u>優先順位</u> を改めて明確化。 ○各地域における優良な登録再生利用事業者の育成促進。 ○メタン化による食品リサイクルループの構築については、本制度の趣旨及び既存の再生利用用途への影響回避や環境保全等を前提に、地域循環圏構築推進の観点から <u>あり方を検討</u> 。 ○地方自治体や民間事業者の設置するリサイクル施設に対する支援や既存施設の有効利用方策を検討。 ○J-クレジット制度の活用をはじめとする食品廃棄物の再生利用事業への環境価値の付与の方策を検討。 ○メタン化による <u>地域分散型エネルギーの創出</u> と消化液・余熱・CO <sub>2</sub> の活用による <u>高付加価値農業</u> を同時に推進する食品リサイクルループの推進。

## 「環境法政策を読む」食品リサイクル法見直し 2

- 地方自治体と事業者の連携による再生利用推進方策を先進事例を交えつつ検討。
- 地方自治体による食品廃棄物のメタン化等のエネルギー利用をより推進。

### □ 今後の食品リサイクル制度のあり方に関する論点整理（個別の論点）

1. 全体的事項
2. 食品廃棄物等の発生抑制
  - (1) 発生抑制の取組の一層の強化、(2) 発生抑制の目標値、(3) 食品関連事業者における取組、(4) フードチェーン全体における取組、(5) 消費者等による取組、(6) 行政による取組
3. 食品廃棄物等の再生利用・熱回収
  - (1) 再生利用等実施率、(2) 定期報告制度、(3) 再生利用手法、(4) 熱回収、(5) 登録再生利用事業者制度、(6) 食品リサイクルループ認定制度、(7) 再生利用施設、(8) 先進的な取組の促進、(9) 技術的支援、(10) 地方自治体の役割、(11) 消費者の役割、(12) 廃棄物処理法に関する事項
4. 食品リサイクル制度に関する主体間の連携・普及啓発

#### 【委員からの再生利用・熱回収に関する主な意見と参照事項】

○食品を分別してそれで既存のリサイクルできないものを熱回収することになると、ちょっと変かなという感じもしますので、その辺はぜひ表現も配慮していただければと思います。

○焼却発電 320 プラントは、どちらかという大規模、大型、都市型の施設であり、地方ではなかなかできない。小規模中心となる地方にとっての自立型のエネルギーを得られるものになるのでメタンをつかってガス発生、そして発電・エネルギー回収は相当力を入れるべき分野である。

○私は一般的に言って生ごみというのは、熱回収できないだろう。燃やして回収というのは無理だから、それはきちんと区別するべきだ。区別する根拠が必要だというのであれば、きちんとそれを調べてメタン発酵とどのくらい違うのか、どこが違うのかをはっきりさせればよいと思います。

< 3 個別論点 3. (4) 熱回収 > 循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ、熱回収は再生利用の次に位置付けられるものとし、再生利用が困難な食品循環資源については、既存の再生利用用途に影響を及ぼさないことを前提としつつ熱回収を促進するため、熱回収の実態を踏まえつつ生ごみからの熱回収効率を適切に評価した上で、熱回収の条件のあり方を検討する必要があるのではないか。（下線部分は、修正版の追加）

### ■ 事業者における留意点

食品廃棄物等の単純焼却及び埋立処分量の削減に向けて、発生抑制側とリサイクルの側に分けて論点整理が行われている。検討の方向として、再生利用手法のうち「メタン化」が食品リサイクルループ構築・推進等に複数挙げられており、「メタン化等のエネルギー利用をより推進」する議論が検討の大きな部分を占めると予想される。事業者として、熱回収の条件のあり方を検討する議論に注視し、対応できるよう準備が必要である。